

アンゴラ 2013 年 人権報告

概要

アンゴラは立憲共和国である。与党、アンゴラ解放人民運動（Popular Movement for the Liberation of Angola）（MPLA）は、党首ホセ・エドゥアルド・ドス・サントス（Jose Eduardo dos Santos）が率い、1975 年から権力を握っている。MPLA は政府の計画立案、政策立案及び広報を厳格、中央集権的に統制している。2012 年 8 月、政府は同国初の完全選出型の大統領選挙と議会選挙を行った。MPLA は得票率 71.8%を獲得し、そして 2012 年 9 月、ドス・サントスは 5 年間を任期として大統領に就任した。国内及び国際的な観測筋の報告によると、投票は全国的に平和的に行われ、進行も総じて良好であった。観測筋は与党によるメディア及び他のリソースの統制、自分の登録状態に関する混乱が原因で多数の市民が投票できなかったこと、そして国内政党選挙監視人に対する不十分な資格認定といった要因に関連する問題を強調した。当局は概して、治安部隊に対する効果的統制を維持した。治安部隊は人権侵害を犯した。

最も重大な 3 つの人権侵害は、警察及び他の治安要員による拷問や殴打、さらには不法な殺害の報告事例を含む残虐、過剰、下劣な処罰、そして集会、結社、言論及び報道の自由に対する制限、そして当局者の汚職と刑事免責であった。

他の人権侵害の例として以下が挙げられる：恣意的又は不法な生命剥奪、苛酷で生命を脅かすおそれのある刑務所の状態、恣意的な逮捕及び勾留、裁判前勾留の長期化、人権侵害者の刑事免責、適正手続の欠如及び司法手続の非効率、市民のプライバシー権の侵害及び補償のない強制立ち退き、非政府機関（NGO）に対する制限、女性に対する差別と暴力、児童虐待、人身売買、労働者の権利に対する制限、強制労働。

虐待を犯した当局者を訴追又は処罰するために政府が取った措置は限定的であったが、チェックとバランスの欠如、制度的行為能力の欠如、刑事免責の風潮、そして政府汚職の蔓延、これらの要因により、説明責任は弱かった。

第 1 節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など

a. 恣意的又は法に基づかない生命の剥奪

政府又は政府職員が、政治的動機による殺害を含め、恣意的又は不法な殺害を犯したとの報告があった。政党、人権活動家、そして国内のメディアソースの報告によると、(2013)

年中、政党支持者や治安部隊が少なくとも 12 名を恣意的に殺害した。

例えば（2013 年）3 月 30 日、ルアンダ（Luanda）で警察が、露天商からタバコを盗もうとしていたらしいという疑惑を巡って友人を殴打したある男性と揉めた挙句、この男性の頭部を 2 回銃撃して殺害した。死亡した男性の家族は告発しようとしたが、当局が措置を講じた形跡はない。

（2013 年）11 月 22 日、2 番目に大きい野党、アンゴラ救国連合選挙連立（Broad Convergence for the Salvation of Angola, Electoral Coalition）（CASA-CE）の党员、マニエル・ヒルベルト・「ギャング」・ドウ・カルヴァーリョ（Manuel Hilberto “Ganga” de Carvalho）が、制限区域であったとされる場所にポスターを掲示したとの理由で勾留された後、逃げようとした際に、複数の大統領警備員に銃撃され、その後、病院で死亡した。

メディアは 2 大政党、与党 MPLA と野党アンゴラ全面独立民族同盟（National Union for the Total Independence of Angola）（UNITA）、双方の支持者同士の争いを報じた。（2013 年）5 月 10 日、MPLA 支持者は棒、ゴルフクラブ、山刀を使用して、UNITA の集会区域を破壊した。UNITA 支持者はその後、ステージを破壊した MPLA グループと争い始めた。数時間後、少数の MPLA 支持者グループが UNITA 党幹事長の自宅へ向かい、幹事長の仲間の 1 人が外に出て彼らと対峙した際、石や棒で彼を殴打して死亡させたとのことである。警察は襲撃容疑者を誰も逮捕しなかった。

ある著名な人権活動家の報告によると、ビクアール（Bicuar）という民間警備会社が（2013 年）4 月 20 日、ダイヤモンド産地のルンダ・ノルテ（Lunda Norte）で 1 名の鉱山職人を殺害した。警察はビクアールの警備員 7 名を勾留し、尋問後、うち 5 名を釈放した。残る 2 名の警備員に対して何か措置が講じられたかどうかは不詳であった。

警察は、ルアンダ近郊のカクアコ（Cacuaco）で 2012 年 12 月に起きた非武装の民間人 7 名の処刑型殺害に関する捜査を行った。ある著名な人権団体が、警察自体が殺害に関与していたと主張した。警察の報告では、既知の窃盗犯であった男性 1 名だけが、自動車泥棒に失敗して運転手に射殺されたとの主張であった。この事件は多様な側面があったにもかかわらず、警察は事件を終結扱いした。

刑事免責は依然として深刻な問題で、警察は治安部隊による虐待に関する捜査結果をほとんど公表しなかった。

内戦中に地雷が敷設されたほか、爆発性戦争残存物（ERW）が依然として脅威であった。

地雷除去・地雷被害者人道支援調整委員会（National Inter-Ministerial Commission for Demining and Humanitarian Assistance）（CNIDAH）は、地雷被害者に関する全国統計をまとめた。（2013 年）9 月時点で、CNIDAH は地雷事故による死亡者 9 名、負傷者 17 名、車両 1 台を登録し、これは 2012 年と比較すると若干の減少であった。国家地雷除去機関（National Institute for Demining Affairs）によると、最近の事故は地雷ではなく ERW に関連するものがほとんどで、デザインに惹かれた児童による起爆、あるいは爆発物の材料が稼ぎになると誤解した大人による起爆が多かった。政府は（2013）年中、国家的な地雷除去能力の強化と拡大を続け、地雷除去作業や地雷リスク教育に関して国際及び国内の NGO と幅広く提携した。

b. 失踪

前年と異なり、政治的動機による失踪について信憑性のある報告はなかった。

アルヴェス・カムリング（Alves Kamulungue）とイサイアス・カッスル（Isaias Kassule）が 2012 年 5 月に失踪した事件は同年ずっと、かなり注目を集め続けた。複数の国内及び国際的な市民社会団体が、これら 2 名の男性の誘拐と殺害の教唆を政府が認めることを要求した。国連人権高等弁務官（UNHCHR）、ナヴィ・ピレイ（Navi Pillay）は（2013 年）4 月に訪問した際、この事件を内務大臣と司法長官に提起し、彼らは捜査が進行中であると彼女に断言した。11 月、司法長官は、警察が 4 名を勾留したと発表し、うち 3 名は伝聞によると全国犯罪捜査機構（National Institute for Criminal Investigations）（DNIC）所属の当局者で、1 名は国家諜報・治安局（State Intelligence and Security Services）（SINSE）の局員であった。これら 4 名の男性は犯行を認めたとのことである。捜査は年末時点で進行中であったが、量刑はまだ言い渡されていなかった。

（2013 年）3 月 27 日、警察はアルベルト・ドス・サントス（Alberto dos Santos）を、アルベス・カムリングとイサイアス・カッスルの失踪に関与した容疑で勾留した。伝聞によると、ドス・サントスは 2012 年 5 月に発生した誘拐を目撃したが、1 年近く待ってやっと警察から聞き込みを受けた。しかし、警察は彼に質問するどころか、誘拐に加担したとの容疑で彼を逮捕したとのことである。複数の市民社会団体が、政府関係者がこの政治的動機による誘拐の背後にいたことを彼が証明できる可能性があったため、警察は彼を勾留したのだと考えている。警察は（2013 年）10 月前半、最初の勾留から 6 か月以上経ってからドス・サントスを釈放し、彼は正式起訴されなかった。

c. 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰

伝聞によると、政府治安部隊は人々に対して拷問や殴打等の虐待を行った。警察署へ連行する途中や取り調べ中の殴打等の虐待の報告は依然、日常茶飯事であった。

(2013 年) 6 月、ある青年運動メンバーが、反政府抗議活動に参加したとの理由で警察に勾留された挙句、警察に拷問されたと主張した。彼の母親によると、警察はペンチを使って彼の爪を剥ぎ、激しい殴打によって彼は目の周りに黒あざができ、全身に打撲傷を負った。虐待の訴えを捜査すべく警察が何か措置を講じたかどうか、不詳であった。

(2013 年) 9 月 20 日、警察はジャーナリストのラファエル・マルケス (Rafael Marques)、アレクサンドル・ネット (Alexandre Neto) 及びコクー・ムクタ (Coque Mukuta) を 4 時間にわたり罪状もなく勾留し、身体的虐待を加えた。伝聞によると、警察は彼らを踏みつけ、警棒で殴打し、殺害を仄めかして脅した (第 2 節 a 項及び d 項参照)。

政府は、過去数年間に行われたとされる拷問について、警察や他の治安部隊に説明責任を負わせることはほとんどなかった。政府は一部の違反者を行政処分したものの、(2013) 年中、訴追が行われたと判明している例はほとんどない。しかし、警察は完全に刑事免責される形で行動できたわけではない。2 件の別々の事例に関して、刑務所看守が受刑者を殴打する様子を撮影したビデオが明るみに出た。これらの事件は 2012 年に発生したが、いずれについても内務省が捜査を開始したのはビデオが公開された直後であった。1 件目では当局が複数の看守と刑務所幹部を解雇、又は別の形で行政処分した。伝聞によると、内務省は 2 件目の事件で少なくとも 16 名の看守、消防士及び他の当局者を停職処分にしたが、彼らが刑事告訴されたかどうかは不詳であった。これらの受刑者虐待疑惑に対する政府の素早い反応は、伝聞によると、独立的な説明責任機構ではなくむしろ一般市民からの激しい抗議に対する反応と見られる。伝聞によると、他にも同様の虐待事件があったが、処罰に至っていない。

政府は非正規移民を特定、勾留及び追放するための作戦を指揮し続けた。ルアンダでは国境警備隊員がアフリカ西部及び一部のアジア諸国 (中国やベトナムなど) からの非正規移民に重点を置いた。国境警備隊員はコンゴ民主共和国 (DRC) と国境を接するカビンダ (Cabinda)、ザイーレ (Zaire)、ウイジェ (Uige)、マランジェ (Malange)、ルンダ・ノルテ、ルンダ・スル (Lunda Sul) 及びモシコ (Moxico) の各州での作戦に重点を置いた。特に、ダイヤモンド産地であるルンダ・ノルテ州では、NGO やメディアが、これらの作戦に関連するレイプや性的虐待を含め、暴力行為や下劣な処遇を報告した。(2013 年) 4 月、UNFCHR のピレイがルンダ・ノルテの国境検問所を訪れ、女性移民に対する性的虐待や財産窃盗が相変わらず問題であると述べた。政府は移民を国内から追放する際に治安部隊が行ったとされる過去の重大な虐待について、綿密かつ公平な捜査を行わず、依然として嫌

疑の真相を否認し、加害容疑者の訴追を怠った。

陸軍による虐待について、既知の報告が1件あった。(2013年)3月、訓練中の士官の家族が、当人が上官からレイプされたと主張した。このレイプは内出血と直腸脱出に繋がり、その後の治療が不十分であったため、被害者は死亡した。加害者であった上官に対して措置が講じられた形跡はない。

ある著名な人権活動家が、ルンダ・ノルテ州内のダイヤモンド会社が雇った複数の民間警備会社による虐待を報告し、これらの企業は州内で鉱山作業者の殺害や拷問を日常的に行っていると指摘した。彼はさらに、女性の性的虐待の申立ても日常的であると報告した。

ポルトガルの検察官は、(2013年)2月のラファエル・マルケスを相手取った名誉毀損事件を棄却し、この事件では将官9名と民間警備会社2社が、マルケスが2011年に著述した *血まみれのダイヤモンド：アンゴラにおける汚職と拷問 (Blood Diamonds: Corruption and Torture in Angola)* で彼らの中傷したと申立てた。将官と警備会社は名誉毀損訴訟を進めると決め、(2013年)7月、彼に対する訴訟を正式に開始した。年末時点でこの訴訟は係争中であった。

刑務所及び収容施設の状況

刑務所の状態は潜在的に苛酷で生命を脅かす危険性があり、国内のNGOやメディアは依然、汚職や過密、場合によっては劣悪な状態に起因する死亡を強調した。2012年のヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) (HRW) の報告では、刑務所看守が性的暴行、拷問、移民の非人道的処遇を含む虐待を大抵、様々な治安担当機関と共謀して行っていると認めた。

物理的状态: (2013年)9月、矯正業務担当内務大臣、ホセ・バモキナ・ラウ (Jose Bamoquina Lau) は、国内に約11,000名の有罪判決を受けた犯罪者、8,000名の裁判前被勾留者、そして過去の犯罪行動を理由に「予防的勾留」中の人々が400名いると述べた。ラウは、国内34か所の刑務所で依然、過密が重大な問題であると認めた。

受刑者及び被勾留者は圧倒的多数が18歳から31歳の年齢層で、その半数近くが21歳未満であった。内務省は1か所ある女性専用刑務所を監督し、そこは約700名の受刑者及び被勾留者を収容していた。国に勾留されている未成年者の数に関して利用可能な情報はなかった。

内務大臣によると、当局は男性、女性及び未成年者を一緒に刑務所に収容してはいない。

3 歳未満の児童は刑務所内で母親と一緒にいることができるが、家族と一緒に刑務所を出ることもできる。内務省は社会的支援者と共同で、児童の福利の確保に取り組んだ。児童は栄養補助食品、ミルク及びおむつを支給される権利を与えられ、女性刑務所には託児所もあった。

伝聞によると州立刑務所は未成年者を収容し、その多くは軽微な窃盗犯で、成人も一緒に収容していたが、それは未成年者拘置所や未成年者裁判制度がそもそも存在しないからである。ルアンダ市内の刑務所は主たる刑務所収容者と未成年者を分けていた。未成年者犯罪に繋がる要因への対処に向けた、政府省庁間での調整はほとんど為されていなかった。

当局は大抵、裁判前被勾留者を、既に判決を受けた受刑者と一緒に、また短期被勾留者を暴力犯罪で長期間服役中の者と一緒に、特に州立刑務所に勾留した。

刑務所の状態は都市部と農村部とで大幅に差があった。刑務所は概して医療、衛生、飲用水及び食料を多少提供したが、家族が受刑者に食料を差し入れるのが慣例であった。内務省の主張によると、食料やサービスの提供に要する費用は受刑者 1 名につき日額約 2,850 クワンザ (30 ドル) であるが、一部の観測筋はこれを高すぎると疑問視した。ルアンダ市内の刑務所病院は、重篤な病状の全国の受刑者に対応した。この病院は 100 超のベッドを用意し、医師 10 名と看護師 10 名がいた。

(2013 年) 12 月、ルアンダ市内で 9 名の受刑者が殺害され、少なくとも 22 名が負傷した。伝聞によるとこれらの受刑者は対立していたギャング団に属し、大規模な暴動の際に相互を殺害及び負傷させた。

当局は、再犯率の低減と社会復帰の促進を目的に、受刑者教育を行った。司法・人権省は、内務省と提携し、「新たな方向性、新たな機会」(New Direction, New Opportunities) というプログラムを継続した。このプログラムは、受刑者の社会復帰向上に役立つよう、技術訓練や社会教育を提供する。一部の刑務所では受刑者が警察や地元の市場で販売する食料を栽培したりパンを作ったりしていた一方、他の刑務所では受刑者が地元の工場で働くことを当局が許可した。地元産業との官民提携制度において、限定的な職業訓練が実施された。労働は自主的であった。一部の刑務所では受刑者がスポーツ施設やレクリエーション施設を利用することができた。

行政管理：内務省の主張によると、内務省は刑務所の記録維持改善に向けた措置を講じ、

手作業による記録維持システムから、生体認証データや、警察及び司法機関など他の機関との連携を含め、コンピューター化されたデータベースへの移行を進めていた。内務省の主張によると、各施設で適度な統計が利用可能で、当局は全受刑者の所在を個別に特定できる。

法律では、受刑者が宗教を実践する権利を規定している。政府は受刑者が司法当局へ無検閲で訴状を提出し、状況調査を要請することを許可した。政府は刑務所及び拘置所の状態の調査とモニタリングを行った。

一部の犯罪者は、暴力犯罪者を含め、伝聞によると、自由を確保するため罰金や賄賂を支払うことができたが、この慣行がどの程度蔓延していたかは不明である。非暴力的犯罪者の投獄に代わる手段について、公式な方針はなかった。

受刑者を含め、権利を侵害された一般市民と、加害者となった公的機関との仲裁役を果たす、独立的なオンブズマン事務所が存在した。この事務所は意思決定権又は審判権はなかったが、市民の司法アクセスの補助や、市民の権利に関する政府主体への助言を行った。この事務所は報告書の公表や、人権及びオンブズマンの役割に関する一般市民の教育も行った。

独立的モニタリング：政府は、国内及び国際的な人権オブザーバーや外国の外交団による刑務所訪問を許可した。国際赤十字委員会は、カビンダ刑務所や、ルンダ・ノルテ州内の国境拘置所を訪問した。ある国内 NGO のスポークスマンが、ルアンダ刑務所訪問を報告し、状態は人道的な状態に改善されつつあるが、過密が依然として深刻な懸念であると説明した。内務省は、外交団員の刑務所訪問を毎年案内していると主張した。

改善：内務省は 2012 年にウアンボ (Huambo) 州に刑務所を 1 か所新設し、またウイジェ、ルアンダ、マランジェ、ナミベ (Namibe)、クネネ (Cunene) 及びルンダ・スルの各州でも新たに刑務所を建設中であった。

当局は (2013) 年中、クアンザ・スル (Kwanza Sul) 州で 1 か所、未成年者拘置所の建設を完了した。

d. 恣意的な逮捕又は拘留

法律では恣意的な逮捕及び勾留を禁じているが、治安部隊はこの禁止を尊重しないことが多かった。

複数の NGO や市民社会からの情報によると、警察は適正手続を経ずに個人を恣意的に逮捕しました日常的に、反政府抗議活動の権利は憲法で保護されているにも関わらず、参加者を勾留した。警察は抗議活動の発生を防ぐ目的で、この戦術を用いた。警察は被勾留者を数時間後に釈放したが、伝聞によると、数日間勾留することもあった。例えば、(2013 年) 3 月 30 日、警察は反政府グループ「アンゴラ革命運動」(Revolutionary Movement of Angola) のメンバーを最大 14 名勾留した。伝聞によると、警察は当日早朝、午前中に計画していた抗議活動に向かう途中であった同運動の有力メンバーを勾留した。伝聞によると、警察は抗議活動参加者がある駅から別の駅へ移動させたり、長時間にわたり車で連れ回したり、他の戦術を用いて終日拘束した。警察は勾留した抗議活動参加者を全員、当日の夜又は翌日早朝、釈放した (第 2 節 b 項参照)。

警察及び治安組織の役割

国家警察は内務省が統轄し、国内の治安と法執行に責任を負っている。国家諜報・治安局は大統領直属で、センシティブな国家安全保障事案の捜査に従事する。アンゴラ軍 (FAA) は対外安全保障だけでなく、国境警備、非正規移民の追放、そしてカビナ州の分離独立主義者であるカビンダ解放戦線 (Front for the Liberation of the Enclave of Cabinda) (FLEC) に対抗する小規模な行動を含め、国内治安も担当していた。

文官当局は FAA と国家警察に対する実効的統制権を維持し、政府は虐待や汚職の捜査と処罰を行う機構を有していた。治安部隊は概して効果的であったが、時には治安維持に際し残虐に振る舞うこともあった。国家警察と FAA は、治安部隊による虐待を捜査する内部機構を有し、政府は治安部隊改革に向けた訓練を実施した。

エリート部門に配属された要員を除き、警察は低賃金で、民間人から巻き上げて収入を補うという慣行が蔓延していた。汚職と刑事免責は依然として深刻な問題であった。ある国内 NGO は、警察は全国津々浦々で虐待的であり、権威のある人々と本来なら彼らが保護すべき人々との間に大きな隔たりが生じていると報告した。国家警察はほとんどの申立てを不透明な懲戒手続を通じて内部的に処理し、それが時には解雇を含めた正式な処罰に繋がった。政府は犯罪容疑者の捜査及び処罰を促進するための正規の、又は透明性のある仕組みを確立しておらず、また内部捜査結果を公開することはほとんどなかった。

警察はこの地域の諸外国の法執行当局者と共に、専門的訓練に参加した。

逮捕手続及び拘留中の取扱い

逮捕に先立ち、法律では判事又は治安判事による令状発行を要求しているが、犯罪を犯して捕まった人は無令状で即座に逮捕され得る。しかし、治安部隊員が必ずしも逮捕令状を入手してから人々を勾留するとは限らなかった。

警察は、犯罪の証拠がなくても合理的に疑われる人を 6 時間、合法的に勾留することができる。

法律では、相応の罪状がなければ被勾留者を 24 時間を超えて拘束できないと規定しているが、この法律は尊重されていなかった。

憲法では勾留の合法性に関する司法判断を促す権利を規定しているが、当局は大抵、この権利を尊重しなかった。

法律では、被勾留者が 5 日以内に自身に対する罪状を知らされることを義務付けている。場合によっては、検察官が容疑者の帰宅を許可し、監視令状を地元警察に提供することができ、この規定は概して守られていた。

軽犯罪の場合、容疑者は裁判前に 30 日間勾留され得る。重罪の場合、検察官が裁判前勾留期間を 45 日間まで延長することができる。裁判前勾留は裁判所の命令により、当局者が訴状準備を進める間、延長される場合がある。裁判前勾留の延長要請は公開されないため、当局が勾留期限を超えたかどうかの判断は困難であった。市民社会団体は被勾留者と連絡困難に直面し、また刑務所当局は刑務所での市民団体の作業を邪魔した。

機能しているが効果的でない保釈制度が存在し、軽犯罪に幅広く用いられている。受刑者とその家族は、刑務所当局者が受刑者の釈放に際し賄賂を要求したと報告した。受刑者は弁護士へのアクセスを許可されたが、これが必ずしも実現するとは限らなかった。

法律では被勾留者担当弁護士へのアクセスを義務付け、また貧しい被勾留者には国が弁護士を付けるべきであると規定している。これらの権利は尊重されないことが多かったが、これは部分的に、法律専門家の不足が原因である。伝聞によると、全国の弁護士の 95% はルアンダを拠点とし、つまり農村地域では不足が一層深刻である。法律では被勾留者に家族が迅速に接見することを認めているが、裁判所は時々この権利を無視、あるいは賄賂の支払を条件にすることもあった。

恣意的逮捕：不法な逮捕や勾留は依然として深刻な問題であった。NGO は不法勾留された

人々の釈放の確保に向けた取り組みを続けた。治安当局者は、与党 MPLA の方針に沿わない団体又は個人を恣意的に逮捕した。

(2013 年) 6 月、司法長官局は、クラブ K (Club-K) というオンラインニュースブログを相手取った刑事訴訟手続を開始し、その理由は、マネーロンダリングや詐欺で司法長官を告発する記事がブログに掲載されたためであった。このブログは国外で運営され、責任者と所有者は不詳であった。司法長官はクラブ K のジャーナリストと編集者をこの事件の被告としたが、いずれも問題とされた記事との関連性はなかった。当局はこれらの男性に何度も宣誓供述書の提出を強制し、また彼らが出国する権利を 1 か月以上にわたり認めなかった。

複数の市民団体や政党の代表者が、FLEC の活動又は協力を疑われたカビナ州住民を治安部隊が勾留した事件を報告した。ある政党代表者は、治安部隊は FLEC メンバーとされる少なくとも 29 名を告訴しないまま勾留していたと主張し、一部の市民団体関係者は 50 名近くが勾留されたと述べた。カビナ州で政府代表者と面会する試みは失敗したが、複数の政府当局者が公に、カビナ州での状況について、(2013) 年中ずっと、メディアによるインタビューの際は総じて肯定的かつ平和的であると評した。

裁判前勾留：過剰に長い裁判前勾留が依然として深刻な問題であった。判事不足と当局間での意思疎通不足が、この問題の一因となった。警察は正式な訴訟を準備するどころか、被勾留者を殴打した挙句に釈放した。場合によっては裁判が始まる前に当局が最長 2 年にもわたり、受刑者を刑務所に勾留した。内務省は、受刑者の 40%以上が裁判前被勾留者で、その多くがまだ正式告訴されていなかったと報告した。政府は大抵、法定期限を超えて勾留されていた人々を釈放せず、過去に裁判前被勾留者を釈放したことが犯罪増加を招いたと主張した。

e. 公正な公判の否定

憲法では司法の独立を規定しているが、司法機関は依然、人員不足、非効率、汚職（第 4 節参照）が続き、行政機関や政治の影響を受けていた。法律では民事事案における独立的かつ公平な司法を規定しているが、伝聞によると司法機関は政治的干渉を受けていた。

最高裁判所では裁判が長期間遅れていた。刑事裁判所も未解決事件を大量に抱え、その結果、聴聞が大幅に遅れた。163 の地方自治体を担当する地方裁判所は、わずか 19 か所しかなかった。複数の事例において、政府は勝訴が見込めると訴訟の迅速化を選択する傾向にあった。

非公式裁判所が依然、農村地域で市民が紛争を解決するための主たる手段であった。市民が居住する各コミュニティが地元ルールを定めた。伝統的指導者も地元での事件の聴聞を行い、裁定を下した。この非公式制度は、正式な法制度と同じ公正な裁判を受ける権利を市民に与えるものではなかった。

ほとんどの地方自治体に検察官又は判事がいなかった。地方警察は大抵、捜査官、検察官及び判事を兼任した。国家警察と FAA はいずれも内部裁判制度を有していたが、概して依然、外部からの精査は閉ざされていた。これらの組織の構成員は内部規制の下で審理を受けることができるが、刑法又は民法の違反を含む事件は、州裁判所の管轄下にも該当し得る。

裁判手続

法律では公正な裁判を受ける権利を規定しているが、政府は必ずしもこの権利を尊重したわけではない。容疑者は起訴される場合、判事及び被告側弁護士が立ち会っていないといけない。被告は自分に対する罪状を 5 日以内に知らされなければならないが、この権利は必ずしも尊重されたわけではない。被告が通訳を付ける権利を有していたかどうかは不詳であった。被告は有罪判決を受けるまで推定無罪である。法律によって、裁判は通常、公開審理とされるが、各裁判所は訴訟手続を非公開とする権利を有する。被告は時宜に合う形で出廷し、弁護士に相談する権利を有する。法律では、貧しい被告が重罪告訴に直面する場合、弁護士が公費で提供される旨、要求している。ルアンダ以外では概して、公費弁護人は概して訓練を積んだ弁護士ではなく、これは有資格者の不足が原因である。被告は原告と対峙する権利を持たない。被告は原告側証人に質問することができ、また自分の側の証人や証拠を用意することができる。概して、被告は抗弁を準備する時間と便宜が十分になかった。政府はこれらの権利を全て、必ずしも尊重したわけではない。被告が概して有罪の証言又は自白を強要されたかどうかは不詳であったが、少なくとも（2013 年）7 月 23 日、ある事件において、国の捜査及び刑事訴訟担当総局は被告に対し、刑事訴訟における自分に対する国側証人として行動するよう強制した。

被告とその弁護士は、自分の事件との関連で政府が保有する証拠にアクセスする権利を有する。加えて、被告は上訴権も有する、当局はこれらの権利を必ずしも尊重したわけではない。

法律は全ての市民に適用される。司法・人権省管轄下の別の裁判所が、児童問題を担当するよう指定されている。これはルアンダの州裁判所制度の一部として機能する。未成年者

裁判所は、刑事犯罪で告発された 12 歳から 16 歳までの未成年者の事件の聴聞も行う。16 歳以上の未成年者が刑事犯罪で告発された場合、通常の裁判所で審理される。多数の農村地域州では未成年者裁判所の規定がないため、犯罪者は 12 歳の若さでも成人として審理され得る。多くの場合、伝統的指導者（「sobas」として知られる）が紛争を解決する権限を国から与えられ、未成年者による犯行も含め、刑事犯罪の処罰を決めることができる。法律では、伝統的指導者の権限の限界と、公式な法制度の適用基準が不明確である。

大統領は、終身任期の最高裁判所裁判官を任命し、これについて国会による追認は行われない。最高裁判所は概して、政治犯罪及び治安犯罪の嫌疑に関する事件の聴聞を行う。

政治犯及び政治的理由に勾留された者

政治的受刑者に関する報告があった。(2013) 年初頭、少なくとも 3 名（おそらく 8 名）の、ルンダ自治独立運動（Movement for Autonomy and Independence of the Lundas）所属の政治活動家が、国家安全保障に対する犯罪及び反乱扇動の罪で収監されたままであったが、彼らの有罪判決の根拠となった国家安全保障法は既に廃止されていた。人権担当国務長官のベント・ベンベ（Bento Bembe）は（2013 年）11 月前にこれらの活動家の不法勾留を認め、同月中旬までに無事、彼らの釈放にこぎつけた。これらの受刑者が刑務所に居た間、政府が面会を許可したか否か、あるいは国際的な人道主義者団体が彼らを訪問する試みを行ったか否か、不明であった。

民事上の訴訟手続及び救済方法

人権侵害に対する損害賠償は、地方又は州の裁判所に求め、最高裁判所へ上訴することができる。(2013) 年中、原告が勝訴した事件は知られていない。

財産の原状復帰

法律では、市民は公正な補償を提供されずに転居させられることがあってはならないと要求している。しかし、前年同様、当局は（2013）年中、数千名もの人々を転居させ、そのほとんどが公正な補償を受けなかった（第 1 節 f 項参照）。憲法の下、所有権のない土地は全て、国に帰属する。国の主張によると、元住民の多くが、違法に建設された自宅に対して明確な所有権を有していたわけではない。

政府は土地収用権を行使して、民家を破壊した。所有権を有する自宅所有者は、住居又は土地の喪失に対する公正な市場価格での補償を受けなかった。所有権のない自宅所有者は

大抵、補償を全く受けなかった。

f. 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的な干渉

憲法や法律では、係る行為を禁じているが、政府はこれらの禁止を必ずしも尊重したわけではない。例えば、市民団体や政治活動家は、政府批判筋、野党党员及びジャーナリストを含め、政府が自分の活動や団体所属を監視し続けているという不満を訴えた。これらの団体は頻繁に、名目上又は明示的に反政府である団体への所属を根拠とする脅迫や嫌がらせを受けていることも訴えた。

通常、警察や軍人を帯同して、当局は全国津々浦々で数千もの家屋を破壊し、大抵、事前通知もほとんどなかった。例えば（2013 年）2 月 1 日、重武装の警察分遣隊が、複数の警察ヘリコプターを含め、複数のブルドーザー隊を伴い、ルアンダ市内の郊外住宅地、カクアコのマイオンベ（Maiombe）地区を跡形もなく破壊した。当局は延べ 5,000 棟以上の住宅を破壊し、1,700 世帯を強制転居させた。伝聞によると、これらの世帯は近傍の原っぱの土地を 100～150 平方フィートずつ与えられ、（2013）年末時点で全世帯又はほぼ全世帯が 1 区画を与えられたが、その区域は水、電力、医療、学校又はその他の不可欠な公共財へのアクセスがほとんど、又は全くなかった。

HRW と、国内 NGO の SOS ハビタット（SOS Habitat）によると、当局はマイオンベ住民に対し、同区域を跡形もなく破壊するという政府の計画の事前通知をほとんど、又は全く与えず、また重機が作業を開始する前にこれらの世帯が個人所有物を持ち出す時間も十分に与えなかった。警察は破壊に抗議しようとした人々を、不服従や違法な土地運用の罪で逮捕した。100 名近くが有罪判決を受け、最長 8 か月間の懲役刑を言い渡されたが、HRW の主張によると、裁判は国際的な適正手続基準を満たさず、被告は自分に対する告訴に異議を唱える、あるいは自分を擁護する証人を呼ぶこともできなかった。HRW の代表者 1 名が、現場を訪れようとした際、「彼女自身を保護する」という口実で勾留された。また別の状況で、警察は最大野党党首のマイオンベ訪問を妨害し、これも同じく、警察は地域住民から襲撃される可能性から彼を保護するためであったと主張した。

第 2 節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など

a. 言論及び報道の自由

憲法や法律では言論の自由と報道の自由を規定しているが、ほとんどの報道機関を国が支配していることや、ジャーナリストの自己検閲により、これらの権利は制限されている。

ルアンダ以外の地域では、民間メディアは最小限であった。

言論の自由：個人は自己検閲を実践していると報告したが、概して直接報復の心配なく、政府を批判することができた。政府は経済的抑圧や微妙な弾圧に関与し、それは大抵、批判を抑止するための賄賂の要求、あるいは事業又は就職機会の剥奪という形態であった。複数の情報筋が、市民は MPLA 支持者から報復を受けることになるとの理由で、野党支持を抑制していると報告した。

(2013 年) 9 月 19 日、当局はある青年団体によるルアンダでの反政府抗議活動開催を阻止した。警察は早くから抗議活動ルートに到着し、20 名余りの抗議活動参加者を逮捕、勾留又は恫喝した。警察は、抗議活動は進行するための技術的要件を満たしていないと口頭で警告したが、伝聞によると、書面での情報開示を要請された際、それを拒否した。抗議活動参加者によると、これは抗議活動参加者が抗議活動を企画した際、実際に如何なる法律にも違反していなかったために起こった。

報道の自由：民営の週刊新聞が 13 紙と、ルアンダを拠点とする商業ラジオ局が 8 局あった。これらのメディアは、*フォルハ 8 (Folha 8)* を除き全て、政府と繋がりのある団体又は個人が所有者であるとの噂であった。非政府系のラジオ局は、物理的にアンテナが設置されている州内に限り放送できる。政府は、政府所有のラジオ・ナショナル (Radio Nacional) に限り、中継局を使用して信号到達範囲を拡大することを許可し、その結果、国内の大半をカバーする放送局は同局のみであった。ほとんどの民間ラジオ局は聴取者がルアンダ市内に限定された。ラジオ・マيس (Radio Mais) は所有者に与党関係者が含まれ、ウアンボ州とベンゲラ州でも放送している。ラジオ 2000 (Radio 2000) も所有者が与党関係者であるとされ、ウイラ州で操業していた。民営のラジオ・コマーシャル (Radio Comercial) はカビンダ州で操業していたが、財政上の理由から 2012 年 11 月に業務を停止した。

民間のラジオ局や印刷メディアは政府を公然と、辛辣に批判したが、時々、その反動に直面した。当局は時々、批判的な報道、特に大統領又は大統領の家族を中心とした批判を理由に、ジャーナリストや出版業者を嫌がらせ及び／又は逮捕を仄めかして脅迫した。(2013 年) 5 月 15 日、社会通信省はラジオ・デスパーター (Radio Despertar) (野党 UNITA と関係がある) と *フォルハ 8* (野党 CASA-CE と関係がある) に対し、政府機関やそれらを統轄する指導者に関する「侮辱及び抽象的批評」の報道を止めるよう警告する書簡を発行した。同省はラジオ局や新聞に対し、この書簡の内容に協力しなければ業務を停止させると言って脅した。同省が脅迫を継続しなかったことから、年末時点でいずれの業務も開かれていた。

公共報道機関は、アンゴラ公共テレビジョン（Angolan Public Television）、ラジオ・ナショナル、及びジャーナル・ドウ・アンゴラ（*Jornal de Angola*）を含め、与党を支持し、野党や市民社会団体に関する報道はごく限定的であった。

暴力とハラスメント：（2013）年中、当局はジャーナリストの逮捕、ハラスメント及び恫喝を行った。例えば（2013 年）7 月中旬、司法長官局は、人気のあるオンラインニュースブログの記者や編集者を相手取った名誉毀損及び中傷訴訟を起こし、その理由は、ブログが日常的に警察による拷問疑惑や司法長官の汚職疑惑を報じていたためであった。個人 2 名が証言を要求され、また一時的に出国を阻止されたが、両者とも問題とされた記事と直接関係はなかった。

（2013 年）9 月 20 日、警察は有名な人権擁護者ラファエル・マルケスを含む 3 名のジャーナリストを 4 時間以上にわたり勾留し、身体的虐待を加えたが、告訴には至らなかった。これらのジャーナリストは、一晩勾留された後に釈放されたばかりの若手反政府抗議活動グループを取材していたところ、警察官が素早くジャーナリストと抗議活動参加者を包囲し、逮捕した。伝聞によると、警察官はジャーナリストを殴打し、備品を損傷し、そして勾留は誤認であったと主張した後、数時間経過してやっと彼らを釈放した。ジャーナリストは、警察は自分達が逮捕した人物を正確に知っており、また勾留はジャーナリストと抗議活動参加者を中傷しようとする試みであったと考えた。

検閲又は内容制限：ジャーナリストは自己検閲を実践した。

（2013）年中、写真又はビデオの撮影を試みたジャーナリストや市民活動家に治安部隊が干渉したという報告があった。例えば（2013 年）8 月 31 日、ルンダ・ノルテ州カフンフォ（Cafunfo）の警察が、儀式的に殺害され遺体を切断された女性の画像が収められていないかチェックするため、345 名余りの市民（ジャーナリストや市民団体代表者を含む）のコンピューター、携帯電話及びデジタルカメラを押収したとされている。ある NGO の情報筋によると、警察の措置は、進行中であった殺人事件捜査によるものではなく、その画像が人権上の懸念を喚起することを防ぐことが目的であった。

（2013）年中、警備員や標識が訪問者に対し、政府関連の建物又は人物の写真撮影を一切禁止すると警告したが、それは治安部隊がカメラを押収又は訪問者を勾留する可能性があったためである。警察も日常的に、警察による虐待の証拠を取ろうとしていた人々の携帯電話やカメラを押収又は損傷していた。

社会通信大臣、大統領報道官及び国の情報担当責任者は、メディアに対する多大な意思決

定権限を維持した。これらの人物は国が統制する印刷物、テレビ及びラジオのメディアにおける報道を積極的に厳しく検査し、さらには政府に近い人物が統制する非国営メディアに対しても多大な権限を行使しているというのが、一般的な理解であった。ドス・サントス大統領又は MPLA を批判する報道は、これらの機関から公表又は放送されなかった。

政府はまた、全国規模の独立系放送を、免許交付関連法を通じて規制した。2012 年 12 月、ラジオ・エクレシア（Radio Ecclesia）は、ルアンダ市外の州に放送範囲を拡大するための請願を取り下げた。複数の情報筋によると、ローマカソリック教会が運営するラジオ・エクレシアは以前、無党派情報に関する格好の情報源と見なされていたが、概して政府に好意的な比較的柔軟な番組編成に転換する形で、物議を醸すような報道内容の範囲を減らした。

名誉毀損法／国家安全保障：名誉毀損は懲役又は罰金による処罰対象となる犯罪であり、被告は損害を与えるとされた材料の妥当性を示す証拠の提供によって、自らの潔白を証明するという負担を負う。

（2013 年）9 月 12 日、警察はマニエル・ニト・アルヴェス（Manuel Nito Alves）を、ルアンダ市内のヴィアナ（Viana）という郊外住宅地で、大統領に反対するスローガンを印刷した T シャツの製作と暴力扇動を理由に逮捕した。この T シャツは「32 で十分」と書かれ、これは若手反政府活動家がドス・サントス大統領の在任年数に言及して掲げた、有名なスローガンであった。シャツはドス・サントス大統領を「ひどい独裁者」と称し、また「アンゴラで戦争が切迫し必要になる時」と題し物議を醸した新聞記事の見出しを引用していた。このシャツは明らかに、1 週間後に予定されていた反政府デモの際に参加者が着用するために印刷されていた。警察はアルヴェスを保釈まで 2 か月近く勾留した。

インターネットの自由

インターネットへのアクセスに対する政府の制限、あるいは司法機関による監督を伴わずに政府が電子メール又はインターネットのチャットルームを監視しているという、信憑性のある報告はなかった。国際電気通信連合（International Telecommunication Union）によると、2012 年の個人のインターネット利用率は約 17%であった。

学問の自由及び文化的行事

学問の自由又は文化的行事に対する政府の制限はなかった。

b. 平和的集会及び結社の自由

集会の自由

憲法や法律では集会の権利を規定しているが、政府は日常的にこの権利を制限した。(2013) 年中に少なくとも 10 回、公共デモが行われ、警察はこれらのデモの都度、人々を勾留した。

法律では、公共集会開催予定日の 3 日前までに地元行政機関と警察に書面で通知するよう要求しているが、そうした行事について政府の許可を要求しているわけではない。政府は時々、治安上の配慮の認知又は主張を理由に、これらの行事を禁止した。参加者は「個人及び主権機関に対して払うべき敬意と配慮に対する違反」を理由に、責任を負わされる可能性があった。警察や行政機関は政府を支持する集会には干渉しなかった。しかし、無党派グループは政府又は政府指導者を批判しようとする大抵、厳重な警察の警備や政府の弁明に遭い、行事の実施を妨げられた。通常、当局は、要請された時期又は開催場所に問題がある、あるいは担当当局が通知を受けていないと主張した。

(2013) 年中、活動家は匿名での殺害脅迫を含め、公共デモへの関与を理由に恫喝された。例えば (2013 年) 3 月 30 日、警察は抗議活動参加者と見込まれた複数名を、彼らが指定された集合地点に到着する前に勾留した。伝聞によると、警察は抗議活動参加者の自宅や近隣に出向き、抗議活動参加者が集合地点に向かい始めるのを待ち、先手を取って彼らを終日勾留した。若手反政府グループのメンバーは、抗議活動への関与を止めなければ「倉庫に連行する」、「重傷を負わせる」、あるいは他の裁判外の処罰を実行するという、警察の脅迫を何度も受けたと訴えた。同様に、(2013 年) 11 月 23 日、報道によると、警察は全国で抗議活動の開始前と途中に 292 名を勾留した。

結社の自由

憲法や法律では結社の権利を規定しており、政府は概してこの権利を尊重した。とは言え、NGO の登録手続の大幅な、説明のない遅延が、依然として問題であった。2011 年の調査によると、司法・人権省は国内で活動する NGO の約 70% を適切に認可した。残りは証明書を取得できなかったが、活動を許可された。

政府は時々、NGO の活動を恣意的に制限した。ある NGO は、健康又は教育に焦点を当てた活動なら政府は歓迎したが、政治的意識高揚や市民権に関する活動に関与すると、NGO を閉鎖させると言って脅したと報告した。

政府は時々、破壊的と見なした結社の活動を、企画された活動の許可を拒否することによって、恣意的に制限した。(2013) 年中、野党は概して会合の企画及び開催を許可されたが、野党幹部は依然、会合を開く権利の自由な行使を阻害されたと報告している。例えば、地元当局はそうした会合に参加したメンバーを脅迫した。

c. 信教の自由

国務省刊、*国際的宗教の自由レポート*を www.state.gov/j/drl/irf/rpt/にて参照のこと。

d. 移動の自由、国内避難民、難民の保護及び無国籍者

憲法や法律では、国内移動、国外旅行、国外移住及び帰還の自由を規定しているが、政府は時々、これらの権利を制限した。政府は国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国際移民機関及び他の人道主義者団体と、国内避難民、難民、亡命希望者及びその他、心配される人々への保護と支援の提供に協力した。しかし、複数の情報筋の主張によると、治安部隊が頻繁に、DRC と国境を接する地域で非正規移民を虐待した。

国内移動: 農村地域の政府検問所や州間検問所及び国境検問所での拷問やハラスメントが、移動の権利に干渉した。しかし、(2013) 年中、政府は州間検問所を減らした。警察による拷問は、主要な商業ルート上の都市で日常茶飯事であった。政府や民間警備会社は、指定されたダイヤモンド採掘権周辺区域へのアクセスを制限した。政府は日常的に、採掘権区域の近くに住む市民のアクセスを、目的を問わず、たとえ水の入手が目的であっても否認した。

地雷及びその他、内戦以来残っている ERW は依然、農村地域での移動の自由を阻害した。

国内避難民 (IDPs)

公式には、多数の IDP はもはや存在しない。以前は IDP と見なされていた人々の大部分が自宅へ帰還したか、あるいは多数の人々が新たな居場所を自宅と捉えたことから、元々の区域への帰還を意図しなかった。一部の人々は物理的インフラの不足、医療など政府サービスの不足、そして地雷の存在が、帰還を妨げる主な要因であると述べた。

首都では、土地の保有及び所有権を巡る明瞭性を欠き、政府は強制的に、貧困者や脆弱者を、残留することに決めた元強制移住者を含め、退去させた。地元へ決して戻らなかったほとんどの IDP は、ルアンダの周辺又は州内各地の町に留まった。職業技能が乏しく、教

育も限られていたため、ほとんどの人々が正規市場で就職先を見つけることができなかった。多数の人々が非公式経済に従事し、住宅、教育、水、保健衛生といった社会サービスへのアクセスが不十分なスラム街で生活していた。彼らは特異的な差別には直面せず、生活条件は非強制退去住民と概ね同等であったが、多数の元 IDP は最も貧しい層に含まれ、依然として権利保護機構から排除されていた。

支援・社会復帰省は、帰還者や残留 IDP のほか、住宅プログラムや定住プログラムに主たる責任を負うが、取り組みは依然として不十分であった。同省は、地雷が除去され、水、耕作可能地、市場及び適度な国家行政へのアクセスが可能な区域における IDP の安全な自発的定住について、主たる責任を州政府に委譲した。州政府の取り組みも、こうしたニーズへの適応が総じて不十分であった。

政府は国際的な人道主義者団体による支援活動を制限せず、また難民キャンプ、帰還者歓迎施設及び国境検問所における、評価ミッション実施のための国際機関によるアクセスを許可した。

難民の保護

政府当局者やアンゴラ人帰還難民は、帰還者は支援・社会復帰省から多少支援を受けたと報告したが、依然、帰還者の地位の正規化、キャリア再開、教育及び言語訓練、農業用品、住宅資材の供給を得るための法的支援が必要であった。(2013) 年中、同省はナミビアから帰還した少なくとも 800 世帯を、避難所、専門的用具類、衣類、場合によっては農業用地を補助し、長期的に生活を持続できるようにした。

2009 年、政府と UNHCR は、内戦以来国外に残留していた数千もの難民の本国送還に向けた共同作業を再開した。この取り組みは、大部分のアンゴラ人の亡命や保護がもはや必要でなくなったという根拠に基づき、アンゴラ人の一応の難民地位の終了に UNHCR と地域政府が合意した、2012 年 6 月以後も続いた。(2013) 年中、アンゴラ人難民はナミビア、ザンビア、コンゴ共和国及び DRC から自主的に帰還した。UNHCR によると、117,000 人以上のアンゴラ人難民又は難民同然の状況にあった人々がまだ、(2013 年) 1 月の時点で近隣諸国に残留していた。政府は UNHCR と協力して、自主的難民の本国送還及び社会復帰プログラムに取り組んだが、資金の制約や帰還者復帰支援の不足により、作業が大幅に遅れた。

庇護要請：法律では庇護又は難民地位の認定に関する曖昧な規則を定めており、政府は難民に保護を提供するための制度を確立した。(2013) 年中、政府は難民及び庇護関連法の書

き直しを検討するための閣僚間委員会を創設し、この期間中、難民地位又は庇護の認定を停止した。(2013 年) 6 月 7 日、内務大臣は、アンゴラは 29,092 名の難民及び庇護希望者を受け入れ、うち 15,842 名が合法化され、残る 13,250 名については係属中であると述べた。内務大臣はさらに、アンゴラへの亡命を希望する外国人のほとんどが、ダイヤモンドの取引、違法探索及び販売、及び「他の種類の犯罪及び不法な行為」を目的としていると主張した。

追放及び送還：政府は、難民の生活又は自由が人種、宗教、国籍、特定の社会集団への所属、あるいは政治的意見を理由に脅かされると思しき国々への難民の追放又は帰還を防ぐための保護を提供した。

雇用：難民が雇用を求める能力に対する、正式な制限はなかった。難民は時々、正規部門で働くために必要な法的文書の欠如に起因する雇用獲得の困難や、係る文書の取得における困難に直面した。こうした困難はさらに、難民カード承諾の全般的欠如や、保護を目的とした権利に関する知識の欠如によって悪化した。

基本的サービスへのアクセス：難民地位を認定された人々は公共サービスを活用することができたが、難民は時々、医療や教育などの公共サービスへのアクセス獲得に際し、法的文書の欠如に起因する困難に直面した。当局者による汚職は、こうした困難に拍車を掛けた。

第 3 節 政治的権利の尊重：自らの政府を交代させる権利

憲法や法律では、政府を平和的に変更する権利を市民に与えている。2012 年 8 月、市民は議会代表者と大統領を選挙で選ぶ権利を行使した。憲法では、地方自治体及び州レベルでの史上初の選挙について、地方選挙が可変的時系列に基づいて州及び地方自治体で行われるという、「漸進主義」の原則に従って行われることを要求している。地方指導者を選挙で選ぶ権利は依然として制限され、州又は地方自治体レベルでの選挙は行われなかった。

選挙及び政治的な参加

最近の選挙：2012 年 8 月、政府は議会選挙と、内戦後初の大統領選挙を実施した。2010 年に可決した憲法によると、議会選挙は 5 年おきに行われることとされている。与党 MPLA は議会選挙で 71.8% の得票率であった。国内及び国際的な観測筋の報告によると、全国津々浦々での投票は平和的で、概して信頼できるものであったが、与党は主要なメディア及び他の資源の国家統制を背景に、有利な立場を享受した。野党は主要メディアに対する与党

の統制、公的選挙運動の支出遅延、一部の野党及び市民団体の選挙監視人認定を国の選挙管理委員会が怠ったこと、そして未登録又は自宅から遠く離れた場所での登録を理由に投票できない人々が多数いたことを含め、選挙プロセスの多数の側面を批判した。こうした異常性及び他の異常性の結果、棄権率が 37%に上り、2008 年の議会選挙で記録した棄権率 13%をはるかに上回った。野党は選挙結果に異議を唱えたが、国会での議席を受け入れた。2012 年 9 月、憲法裁判所は野党の上訴を棄却し、選挙結果を自由かつ公正と認めた。

政党：与党 MPLA が、全ての政治機構を支配していた。政治的権力は大統領と閣僚評議会に集中し、それを通じて大統領は行政権力を行使した。閣僚評議会は法律、政令及び決議を制定することができ、通常は立法府に付帯するほとんどの機能を受け持った。国会は、政党名簿比例代表制の下で選出された 220 名の代議士で構成される。国会は法制の起草、討議及び可決の権限を有するが、行政部門が大抵、法案を起草し、国会に承認を求める格好であった。2012 年 8 月の議会選挙後、野党代議士は議席の 20%を占め、2008 年から 7%の増加であった。

野党は MPLA 支持者から嫌がらせ、中傷、脅迫を受けたと述べた、UNITA は引き続き、MPLA は 2002 年の和平合意の条件に従って行動せず、元戦闘員は社会復帰に必要な社会的サービスや支援を受けられずにいると主張した。元戦闘員はさらに、お役所仕事の遅れ又は差別が原因で、年金獲得が困難な状況にあると報告した。(2013) 年中、UNITA は党員が中傷や嫌がらせに苦しめられたと報告した。例えば (2013 年) 9 月、UNITA 党員は、MPLA が道路を封鎖して UNITA 党員の政治集会からの帰宅を妨害したと主張した。UNITA はさらに、FAA 隊員、警察及び地方政府行政官 (MPLA 所属) が道路封鎖の人員調達を支援したと主張した。違法な道路封鎖を UNITA 支持者が通り抜けようとしたところ、戦闘が勃発し、伝聞によると UNITA の備品が被害を受け、少なくとも支持者 1 名が入院した。

女性と少数民族の参加：国会の代議士 220 名中、74 名が女性であった。2 名の女性が州知事 (全国で 18 名中) に就任し、8 名の女性が閣僚入りした (35 名中)。

アンゴラには 3 つの支配的言語群、すなわちオヴィンブンド人 (Ovimbundu)、キンブンド人 (Mbundu) 及びバコンゴ人 (Bakongo) があり、合計で全人口の 77%を占める。これらは全て、政府に代表者がおり、他の集団も同様である。政党は 18 州全てに代表者がいなければならないが、真の意味では MPLA と UNITA のみ (及び両党より少ない範囲で CASA-CE)、全国規模で支持層を有する。法律により、政党は民族、人種又はジェンダーを根拠に党員資格を制限してはならない。

第 4 節 公務員の汚職及び政府内の透明性の確保

法律では当局者による汚職に対する刑事罰を規定しているが、政府はこれらの法律を効果的に施行せず、国内及び国際的な NGO やメディアの情報筋は、当局者は汚職慣行に関与し、刑事処分を免れていると報告した。

汚職：政府の汚職はあらゆるレベルで蔓延していた。アンゴラには汚職防止の責任を付託された特別な主体が存在しない。公的訴追は希であった。(2013) 年中、政府は上級当局者を誰も、汚職で告訴又は訴追しなかった。国家警察の国家犯罪捜査部門も、いくつかの事件を捜査した。

政府汚職は蔓延し、説明責任はチェックとバランスの欠如、制度的行為能力の欠如、そして刑事免責の風潮を背景に、限定的であった。司法機関は腐敗し、政治的影響力や利益相反に左右される傾向にあった。

司法長官局、国会、財務裁判所、最高裁判所、そして経済活動検査・調査総局 (DNIAE)、これらは全て、汚職防止に責任を負っていた。司法長官局は、高いレベルでの汚職の潜在的事例に関する捜査を開始する権限を有していた。DNIAE は低めのレベルでの捜査開始権限を有していた。裁判制度は汚職事件の裁定及び処罰に責任を負っていた。

過去数年間同様、政府当局者が政治的立場を利用してビジネス取引から利益を得ているという、信憑性のある報告があった。例えば、FAA の軍事諜報・安全保障局長、ホセ・マリア (Jose Maria) の娘が、伝聞によると、FAA と数百万ドルの契約を交わした会社のオーナーであった。国家警察総司令官は、伝聞によると、武器を国家警察に納入する会社のオーナーであった。

ビジネス環境は相変わらず、大統領の家族を含め、政府と繋がりのある人物を支持した。(2013 年) 3 月、フォーブズ (Forbes) 誌はイサベル・ドス・サントス (Isabel dos Santos)、すなわちドス・サントス大統領の娘を、アフリカで最も若い億万長者として挙げ、純資産は 20 億ドル以上であった。(2013 年) 8 月、フォーブズ誌は彼女の推定資産額を 30 億ドル以上に引き上げ、彼女の主な投資が全て、「国内で事業を行いたい企業からの多額の搾取、あるいは彼女を割り込ませる大統領の鶴の一声に由来する」と主張した。

政府閣僚及び他の上級当局者は普通に、かつ公然と、担当省庁による規制対象企業又は担当省庁との取引企業に利害関係を有していた。利益相反に関する法律や規制はあるが、執行されていなかった。警察、教師及び他の政府職員における軽微な汚職も蔓延していた。警察は市民や難民から金を巻き上げ、刑務所当局者は受刑者の家族から金を巻き上げてい

た（第 1 節 c 項、d 項及び第 2 節 d 項参照）。

（2013 年）2 月、スイスの NGO、ベルン宣言（Berne Declaration）は、スイスで 3 番目に大きい企業、トラフィギュラ（Trafigura）と、FAA の将官兼ドス・サントス大統領付アドバイザー、レオポルディノ・フラゴソ・ド・ナシメント・「ディノ」（Leopoldino Fragoso do Nascimento "Dino"）との間での潜在的に不法な事業取引について報告した。同 NGO によると、トラフィギュラの創業株主であるクロード・ドーフィン（Claude Dauphin）とディノ・ド・ナシメントは、アンゴラ国営石油会社、ソナンゴル（Sonangol）と 33 億ドル相当の独占契約を交わした企業の共同株主兼取締役である。同 NGO はさらに、アンゴラとトラフィギュラ及び様々な、ディノ・ド・ナシメント及び他の上級政府当局者、例えばマニユエル・ヴィンセント（Manuel Vicente）副大統領や国家安全保障局長のマニユル・「コペリパ」・ヘルダー・ヴィエイラ・ディアス・ジュニア（Manuel “Kopelipa” Helder Vieira Dias Junior）将軍などが完全又は部分的に所有する持株会社における、他の複数のビジネスベンチャーについても詳述した。

（2013 年）7 月 26 日、ある判事が、ルアンダ州警察の元司令官、ホアキン・リベイロ（Joaquim Ribeiro）一公金横領及び警察官 1 名の殺害命令の罪で捜査されていた一に対し、犯罪における当人の役割について懲役 15 年と約 320 万クワンザ（33,684 ドル）の罰金刑を言い渡した。他にも複数の刑事被告人が、2 年から 14 年の範囲の懲役刑を言い渡された。

（2013 年）4 月、アンゴラの人権団体、マオス・リヴレス（Maos Livres）（オープン・ハンズ）（Open Hands）と、ロンドンを拠点とするコラプション・ウォッチ UK（Corruption Watch UK）が、1996 年から 2004 年にかけて行われたアンゴラとロシアの間での腐敗的債務弁済取引について報告した。この事件自体は、「アンゴラゲート」（Angolagate）として広く知られ、新しい事件でもなかったが、著者は、取引の実行形態や首謀者の正体に関する新たな情報を特定したと主張した。この報告では、ドス・サントス大統領を含む複数の上級当局者が少人数の受益者集団に含まれ、取引から少なくとも 3 億 8,600 万ドルを不法に稼いでいたという疑惑を報じている。加えて、4 億ドルの未計上資金も特定しており、これは他の未知のインサイダー受益者への支払に充当されたと考えられている。この報告ではさらに、スイス・バンキング社（Swiss Banking Corporation）（後にスイスの巨大銀行、UBS と合併）も取引に加担していたと見なし、アンゴラ、スイス、そして複数の EU 諸国の政府に対し、曝露された情報に基づいて「アンゴラゲート」の捜査を要求した。年末までに、何らかの措置が講じられたかどうかは不詳であった。

内部告発者保護：アンゴラには明示的な内部告発者関連法はないが、憲法第 73 条で、市民は憲法及び他の法律における自らの権利の弁護、及び全般的利益の弁護において、法的申

立ての請願、告発及び提示を行う権利を有すると規定している。

財務情報開示：2010 年、国会は公的高潔に関する法律を承認し、この法律ではほとんどの政府当局者に対し、各自の資産を司法長官に申告するよう要求している。しかし、(2013) 年中に情報を公開した当局者は皆無で、大統領、副大統領及び国会議長はこれらの要件を免除されている。この法律では、適用免除対象外の政府当局者は不動産保有、家財、家畜、現金資産、土地所有権及び株式保有を全て申告する旨、規定している。申告には国内及び国外の全資産が含まれる。この法律は、配偶者と子供は対象外である。適用免除対象外の政府当局者は、新たな役職に就任後 30 日以内と、その後 2 年おきに、新規申告を行わなければならない。この法律では、新規申告を離任後に行うことは規定していないが、離任する当局者は政府財産を全て 60 日以内に返還しなければならない。不遵守に対する処罰は、違反条項次第で変動するが、例として解任、3 年から 5 年間の政府業務禁止、3 年間の政府との契約禁止、不法取得資産の弁済、そして受け取った賄賂の金額の最大 100 倍相当の罰金が挙げられる。国家経済警察局がこの法律に対する違反の捜査に責任を負うほか、他の金融犯罪や経済犯罪も担当し、これらを財務裁判所に付託して訴追を求める。(2013) 年中、この法律に関連する既知の事件はなかった。

政府は国家予算を、収支を含め年 1 回公表するが、財務データは不完全、不正確、あるいは信頼性を欠く。石油部門から予算への収益の流れは追跡が難しく、それは国営石油会社であるソナンゴルから国庫への移管が遅れがちで散発的なためである。伝聞によると、政府はこうした欠点に対処すべく様々な措置を講じ、2012 年 3 月に IMF とのスタンバイ予備協定が完了した後、2 度目の技術的レビューを無事完了した。ソナンゴルは擬似的財務活動を、全てではないがほとんど、段階的に終えた。

政府は、ソナンゴルの石油生産から毎月受け取る収益のブロック別会計の詳細を、オンラインで公表した。しかし、政府は依然、2011 年に販売した沖合石油ブロックの販売価格に関する財務情報は差し控えた。ソナンゴルがブロック購入について支払うボーナスは、入札価格に加えて支払われ、これは伝聞によると数千万ドル規模に達し、ブロック自体は数十億ドルを売り上げた。また、政府の総体的調達や、民間銀行や外国政府から受けた融資の用途についても依然、透明性を大幅に欠いている。

より効果的に歳出を監視及び統制するため、財務省は、中央政府歳出を全て記録するよう設計された統合型財務システムの実施を継続した。

半官半民のダイヤモンド企業、エンディアマ (Endiama) の財務諸表は公開されなかった。ダイヤモンド産業では、特に探索、生産及び購入の権利の配分や、収益報告に関して、透

明性の問題が依然として深刻である。(2013 年) 4 月、ある主導的人権活動家がエンディアマの最高経営責任者を、エンディアマと取引する某企業の 99%を所有することによる、ダイヤモンド取引での汚職と「自己取引」のかどで告発した。

(2013 年) 6 月、政府はドス・サントス大統領の息子、ホセ・フィロメノ・「ゼヌ」・ドス・サントス (Jose Filomeno “Zenu” dos Santos) が、アンゴラにおける 50 億ドルのソブリン・ウェルス・ファンドの議長に就任すると発表した。このファンドはアンゴラの石油収益の一部をインフラや社会発展プロジェクトに投資する役割を担っているが、年末時点ではまだ資金が全く投資されていなかった。2012 年 12 月、野党は憲法裁判所へ、このファンドを創設した大統領令の合憲性に異議を唱える訴状を提出した。申立ては、国がそうしたファンドを持つべきではないという趣旨ではなく、むしろ、ドス・サントスは大統領として、国会の承認なくファンドを創設することはできないという趣旨であった。憲法裁判所は (2013 年) 2 月 8 日、係る行為は合憲であると宣言した。憲法裁判所は報道発表の中で、「ファンドは公共行政構造であることから、専ら共和国大統領に依存し」、したがって大統領は自身が適切と判断する通り、それを創設し運営することを許可される、と説明した。

情報への公共アクセス：法律では、政府情報への公共アクセスを規定している。政府ウェブサイトに掲載される情報量は徐々に増えているが、まだ限定的である。法律は官報での公表によって公開される。政府刊行物は少額で購入できるが、オンラインで全体が公開されるわけではない。概して、政府は情報請求に対して反応が鈍く、時には政府が公開情報と見なす情報と秘密情報と見なす情報の区別が不明瞭なこともある。

第5節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

様々な国内及び国際的な人権団体が、全国津々浦々で活動している。政府汚職や人権侵害の調査を行う団体の一部が、自らの活動に対する政府の干渉を申立てた。市民社会団体は被勾留者との接触困難に直面し、刑務所当局は刑務所内での市民団体の作業を妨害した。

国内 NGO は、(2013) 年中、憲法上の権利の主張、労働条件に対する抗議、弁護士の無料提供、政府当局者へのロビー活動、そして調査報告書公表によって、可能な範囲で人権の推進と擁護に取り組んだ。

結社法では NGO に対し、付託事項と活動領域を指定するよう要求している。政府はこの規定を利用して、既存の NGO が特定の活動、特に政治的にセンシティブな活動に関与することを防止又は阻止した。政府当局者は、付託事項の範囲外で活動している、あるいは

創設時に取り組み対象とされた特定の課題に効果的に取り組んでいないと判断した NGO に対し、禁止を仄めかして脅した。NGO 指導者は、政府当局者の動機は批判する NGO を黙らせることにあると疑った。(2013) 年中、禁止処分となった NGO はなかった。

政府は国内 NGO が人権関連作業を行うことを許可したが、多数の NGO が、登録に際し問題に直面し、微妙な形態の中傷を受け、より深刻な形態の嫌がらせや閉鎖のリスクに曝されたことから、作業範囲を限定せざるを得なかった。

政府は NGO の作業者を逮捕したり、嫌がらせを行ったりした。例えば (2013 年) 9 月 2 日、当局は、ベンゲラ州を拠点とするオムンガ (Omunga) という人権 NGO のメンバーが運転中の乗用車を強制停止させた。その時彼らは活動家の頭部を狙って銃を構え、命が惜しいなら、ストライキ中の食料品店労働者グループの支援を止めろと通告した、とされている。

政府は国内及び国際的な NGO を批判した。

国際 NGO との地域会合の際、特にカビンダ州で、警察又は軍が立ち会ったという報告が複数あった。

以前はカビンダ州を拠点としていたムパラバンダ (Mpalabanda) という市民社会団体は、禁止処分のままであった。年末までに、最高裁判所はまだ、禁止の再検証を求める請願に対応していなかった。

国連及び他の国際機関: 政府は国際政府機関と協力し、国連代表者による訪問を許可した。2008 年、国連人権事務所 (UN Human Rights Office) は、同事務所に対する完全な付託事項を許可しないという政府の決定を受け、閉鎖した。UNHCHR のナヴィ・ピレイが (2013 年) 4 月にアンゴラを訪問し、ドス・サントス大統領、複数の閣僚、上級当局者、ルンダ・ノルテ州知事、そして司法長官と面会した。当局はピレイ及び他の国連当局者が市民社会団体と面会すること、そしてアンゴラと DRC の国境検問所へ移動することを許可した。ピレイは自身の報告書の中で、内戦終結後の進歩、特にインフラ改善の進歩について、政府を称賛した。彼女はまた、富裕層と貧困層の格差拡大を含む様々な根強い懸念や、開発区域に指定された土地から人々を退去させるために政府が用いた苛酷な手段も強調した。彼女は政府に対し、市民の人権保護の強化及びパリ原則 (Paris Principles) に従った国家人権機関の創設を奨励し、アンゴラ担当国連人権アドバイザーの任命支援を申し出た。

一部の国際 NGO が、査証取得の長期遅延を報告したが、遅延は他の外国人が経験した遅

延より大幅に長かったわけではない。

政府人権機関：(2013 年) 7 月、人権報告書執筆のための閣僚間委員会（Inter-Ministerial Commission for the Writing of Human Rights Reports）（CIERD）が、国内での人権意識高揚を狙いとした一連の会議及び研究会を開催した。同委員会は市民団体や国際コミュニティのメンバーに会議出席を案内し、また市民団体には委員会自体に就任する代表者の指名も促した。CIERD は完全に、様々な政府省庁の代表者で構成され、国が資金を拠出する。強力なリーダーシップと、複数の有資格者を擁し、また長期的に強化してゆく、十分に効果的な組織であることが証明された。主導的な市民団体メンバーは委員会に参加しないことに決めたが、それは委員会が独立又は効果的であると彼らが考えなかったためである。

第 6 節 差別、社会的虐待及び人身売買

憲法や法律では、人種、ジェンダー、宗教、障害、言語又は社会的地位に基づく、ただし性的指向又は性同一性を除き、差別を禁じているが、政府はこの禁止を効果的に執行しなかった。女性に対する暴力及び差別、児童虐待、児童売春、人身売買、そして障害者に対する差別が問題であった。

女性

レイプ及びドメスティックバイオレンス：レイプは配偶者レイプを含め違法であり、最長 8 年間の懲役刑による処罰対象となるが、限定的な捜査資源、劣悪な法医学的能力、そして非効果的な司法制度が、ほとんどの事件における訴追の阻害要因であった。司法・人権大臣は内務大臣と共同で、女性警察官の増員と、レイプ申立てに対する警察の対応改善に取り組んだ。

国会は 2011 年、ドメスティックバイオレンス防止法を可決したが、施行状況は依然として問題であった。女性に対するドメスティックバイオレンスは、配偶者虐待を含め、都市部でも農村部でも蔓延していた。2012 年 12 月、政府は「ジェンダー及び性的根拠による暴力の完全不寛容」と題した全国規模のキャンペーンを発表した。このキャンペーンには、全国新聞での全ページのドメスティックバイオレンス防止広告、ドメスティックバイオレンス反対を訴える政府主催の集会及び行進及びその他、ドメスティックバイオレンスに関する意識高揚と文化的変革を狙いとした措置が含まれた。

政府はドメスティックバイオレンス相談所を 27 か所、他の避難施設を 7 か所、そして様々な処置センターを全国津々浦々に設置したと報告した。与党 MPLA の政治関連団体である

アンゴラ女性機関（Organization of Angolan Women）は（2013 年）8 月、5 月から 7 月にかけて全国で 13,000 件以上の家庭内の虐待を記録したと発表した。同機関はドメスティックバイオレンスの原因に関するさらなる研究のほか、被害者救済のための避難施設増設を呼び掛けた。担当省はアンゴラ弁護士協会（Angolan Bar Association）と共同で、虐待被害女性に法的支援を無償提供するプログラムを維持し、またドメスティック虐待に対処する家庭を支援するためのカウンセリングセンターを創設した。女性に対する暴力での訴追に関して利用可能な統計はなかった。

有害な伝統的慣行：DRC と国境を接する州からの少数の報告によると、高齢者や、農村部の貧困な女性及び児童に対する社会的暴力が発生し、ほとんどの事件が魔術の告発に起因するものであった。ルンダ・ノルテ州のある人権 NGO の指導者は、少なくとも 6 名の女性が（2013）年中に儀式的に殺害されたと報告した。彼は、一部のダイヤモンド商人が、これらの女性の儀式的殺害、場合によっては身体の一部を切り取ることが、ダイヤモンドの世界に幸運をもたらす助力になると信じていると述べた。また彼は、鉱山警備会社の従業員が殺害に関与したとも考えていた。警察はこの事件で少なくとも 1 名の容疑者を逮捕したが、彼の裁判に関して利用可能な情報はなかった。

女性器切断（FGM/C）：FGM/C は幅広い慣行とは見なされなかったが、東部の複数の州で事例報告があった。政府は FGM/C を人権上の懸念と認め、この慣行に対処すると約束したが、具体的な回答はなかった。

セクシャルハラスメント：セクシャルハラスメントは日常茶飯事で、違法でもなかった。セクシャルハラスメント事件は暴行、殴打、名誉毀損に関する法律の下で訴追される場合がある。

生殖権：夫婦及び個人は、子供の数、年齢間隔及び時期を自由に決めることができ、また概して、差別、強要又は暴力の恐れなくそれを実践する方法に関する情報にアクセスすることができた。女性は避妊を求めることができた。ある国連調査によると、現代的な避妊方法を使用した女性は農村部でわずか 7%、都市部でも 17%であった。2009 年の調査では、出産した女性及び少女の 47%が、出産前の相談を 4 回以上受けたことが分かった。これらの女性及び少女のうち、約 67%が、資格を有する医療従事者に 1 回以上診てもらい、出産の 49%に熟練の医療従事者が立ち会い、42%は医療施設での出産であった。国連の推定によると、2010 年の妊産婦死亡率は新生児出生 100,000 人当たり 450 件であった。妊産婦死亡率の高さは、出産の前、途中及び後における医療施設への不十分なアクセスや、早期妊娠が原因と考えられた。妊産婦死亡の生涯リスクは、39 人に 1 人の割合であった。国連児童基金（UNICEF）によると、女性の 55%が、初産時に 18 歳以下であった。女兒殺害又は

強制不妊化など、強制的な家族計画慣行の報告はなかった。生殖医療サービスへのアクセスを制限する法的障壁はなかったが、社会的及び文化的な障壁が存在した。生殖医療サービス又は性感染性感染症の診断及び治療のための政府規定に関して利用可能な包括的情報はなかったが、政府は国際的パートナーと密接に協力して、将来に向けてこの欠点に対処すべく取り組んでいる。HIV 拡散防止に関して利用可能な情報は、以前より増えている。

差別：憲法及び法律の下、女性は男性と同じ権利と法的地位を享受するが、女性に対する社会的差別は依然、特に農村部で問題であった。児童支援関連法を執行するための効果的な仕組みがなく、また女性は概して育児の責任を大幅に負っていた。公共部門又は民間部門において、雇用又は職業、信用、給与、企業の所有及び／又は経営、あるいは住宅における差別の既知の事例はなかった。親、特に農村部の親は、女子よりも男子を学校に通わせる傾向が強かった。ジェンダー差別は、財又はサービスへのアクセスよりも、家庭での責任に関して顕著であった。

法律では同等の仕事に対して同等の給与を規定しているが、女性は概して国営産業や民間部門で低レベルの職位に就く、あるいは非公式部門に従事していた。家庭・女性保護省が先導した省庁間での取り組みにおいて、政府は（2013）年中、女性の権利や家庭内の虐待に関する多様な情報キャンペーンを実施し、また全国、州及び地方自治体レベルで研究会や研修会を主催した。

子ども

出生登録：市民権は国の領土内での出生又は親からの継承によって得られる。政府は全ての出生を即座に登録するわけではなく、活動家は都市部と農村部で多数の児童が未登録のままであると報告した。UNICEFによると、今年中頃の時点で5歳未満の児童の69%について、出生証明による記録がなかった。政府は未登録児童の就学を許可したが、4年生までが限度であった。親は5歳未満の子を無償で登録できたが、5歳以上の児童を持つ親の登録費用負担は法外であった。（2013年）8月、政府は2016年末まで、成人を含め全ての人々の登録費用を免除する計画を発表したが、遠隔州の当局者は相変わらず登録料を要求しているとの報告があった。政府は（2013）年中、診療所や産科病棟で出生証明書を提供するという、従前の計画の実施を継続した。

教育：教育インフラは依然、荒れた状態のままであった。初等教育を普遍的に提供するには、学校と教師が不十分であった。教育は、証明書のある児童については6年生まで学費無料かつ義務教育であるが、生徒は大抵、教科書などの費用、あるいは教育当局者に支払う費用が追加負担となった。これらの費用は時々、国家予算で賄われない学校の運営や保

守に要する費用の足しにするための、追加支払の場合もあった。その他、児童が教室で上位に入ることを確保するために家族が支払う賄賂の場合もあった。親に費用支払能力がなければ大抵、子供は学校に通えなかった。

児童の就学率は年齢を問わず、農村部より都市部の方が高い傾向にあった。農村部の児童は概して、中等教育へのアクセスが不足していた。州都でさえ、全児童を収容するには教室が足りなかった。国連教育科学文化機関(United Nations Educational, Scientific, and Cultural Organization)によると、就学率は男子が女子よりも、特に中等教育レベルで高かった。

児童虐待：児童虐待が蔓延していた。家庭内での身体的虐待の報告は日常茶飯事で、地元当局者は総じて虐待を大目に見た。孤児、あるいは医療又は教育にアクセスできない児童など、脆弱な児童は、世話人から虐待されやすい傾向にあった。2012 年の児童の保護及び全体論的開発に関する法律は、児童保護の法的枠組を大幅に改善したが、同法の実施と執行に課題が残った。

強制早期婚姻：法定婚姻年齢は、親の同意を条件として、15 歳である。政府はこの制限を効果的に施行せず、比較的低い所得層における伝統的婚姻年齢は、思春期の始まりと一致した。18 歳未満の少年少女の婚姻率に関して利用可能なデータはなかった。内縁関係は普通の慣行であった。

有害な伝統的慣行：国立宗教問題研究所(National Institute for Religious Affairs)は、魔術の信仰及び告発が依然、特にザイーレ州とウイジェ州に残っていると認めたが、虐待的慣行の事例は、シャーマニズム、動物の生贄及び魔術を含む土着の宗教慣行の低減を狙いとしたキャンペーンや政府の指令により、大幅に減少したと述べた。魔術を使ったという告発を理由に虐待を受けた女性や児童について、逸話的報告が複数あった。例えば、(2013 年) 2 月、クワンザ・ノルテ州内のコミュニティの住民がある若い男性を、彼が魔術を使ったと信じ込んで殴打した挙句、死亡させた。伝聞によると、襲撃者らはその後、町から逃亡した。警察が彼らを逮捕したかどうかは不詳であった。

児童の性的搾取：あらゆる形態の買春が、児童売春も含め、違法である。警察は買春防止法を積極的に執行せず、国内 NGO は児童売春、特にルアンダ、ベンゲラ及びクネネの各州における児童売春に懸念を表明した。児童の性的搾取に対する処罰は、法律で具体的に定義されていない。

成人と 12 歳未満の児童の間の性的関係はレイプと見なされ、最長 12 年間の懲役刑による処罰対象となり得る。12 歳から 17 歳までの児童同士の性的関係は性的虐待と見なされ、

有罪判決を受けると 2 年から 8 年間の懲役刑を言い渡される可能性がある。調査資源が限られ、また司法制度が不十分なため、訴追に至る例はほとんどない。(2013) 年中、既知の訴追例はなかった。合意の上での性行為が認められる法定年齢は 18 歳である。わいせつ文書は法律で禁止されている。

2012 年の児童の保護及び全体論的開発に関する法律では、「児童に対する 11 項目の誓約」というキャンペーンを成文化した。同法では不法児童労働、人身売買及び性的搾取を含め、児童に対するあらゆる形態の虐待への対処に向け、優先順位を定義し、政府の政策を調整している。

国際的児童誘拐：アンゴラは、1980 年の国際的な子の奪取の民事面に関するハーグ条約の締約国ではない。

反ユダヤ政策

約 350 名のユダヤ人コミュニティが存在し、主にイスラエル人である。反ユダヤ主義的行為に関する報告はなかった。

人身売買

国務省刊、人身売買レポートを以下にて参照のこと。

www.state.gov/j/tip/

障害者

法律では、身体障害者、感覚障害者、知的障害者及び精神障害者を含む障害者に対する雇用、教育、医療又はその他の国家サービスにおける差別を禁じているが、政府はこれらの禁止を効果的に執行しなかった、憲法第 83 条では、障害者に制限のない全面的権利を付与しており、政府に対しては障害者の予防、処遇、更生及び差別撤廃に向けた国家政策の導入、障害者の家族の支援、障害者の移動能力に対する障壁の排除、障害に関する社会教育、そして障害者向けの特別学習及び訓練機会の奨励を要求している。憲法では、空輸を含めた輸送に関して、障害者の権利には特に言及していない。

障害者には、80,000 名以上の地雷及びその他の ERW の被害者が含まれた。ハンディキャップ・インターナショナル (Handicap International) という NGO の推定によると、合計最大 500,000 名が障害を抱えて暮らしている。身体的リハビリ、通学、訓練又はカウンセリ

ングなど、国が提供するサービスを利用することができた障害者は、わずか30%であった。2010年、地雷除去・地雷被害者人道支援調整委員会は、地雷被害者に関する全国規模の包括的調査を開始したが、(2013年)9月時点で、調査が完了していたのは全18州のうちわずか6州であった。

2012年、大統領は、全ての障害者が差別から保護され、非障害者の市民と同じ権利と特権にアクセスできることを確保すべく、全国障害者評議会を創設した。しかし、障害者は公共又は民間の様々な施設へのアクセスを困難と感じ、また障害者は就職又は教育制度への参加も困難であった。女性の障害者は、性的虐待を受けやすく、また妊娠した場合は見捨てられてしまいやすいとの報告があった。支援・社会復帰省は、障害を抱えた退役軍人を含む障害者が直面する問題への対処を追求し、また複数の政府主体が、地雷事故によって障害を負った人々を補助する様々なプログラムを支援した。2012年12月の選挙の際、政府は障害者に投票支援を提供した。障害者は投票ブースで投票用紙に記入する際の介助者を独自に選ぶことを許可され、また投票を並んで待っている人々より先に投票することを許可された。

先住民族

推定8,000名のサン族が、ウイラ、クネネ及びクアンド・クバンゴ(Cuando Cubango)の各州に散在する小規模コミュニティで生活していた。サン族は伝統的な狩猟採集民族で、同郷のバンツ一族とは言語的にも民族的にも全く異なる。憲法では先住民族の権利に特に言及しておらず、また司法・人権省は、サン族集落の近くに、サン族の登録補助又はサービス提供を行うための出先機関を設置しているわけではない。サン族の政治的生活への限定的参加は少し増え、サン族擁護に取り組む国内NGO、ムバキタ(Mbakita)は州政府と共同で、サン族コミュニティへのサービス強化や、サン族コミュニティと州政府との間の意思疎通改善に取り組んでいる。伝聞によると、政府は企業や十分な人脈を持つエリートがサン族から伝統的な土地を取得することを許可し、一部のサン族は都市部のバンツ一族に農夫として雇われて生計を立てていた。バンツ一族から土地を借用した人々は耕作機器が足りず、また借りた土地はいつでも返すことができる。伝聞によると、多数のサン族が、他に利用可能な選択肢がなかったことから、物乞いに転じた。

性的指向や性同一性に基づく社会的虐待、差別及び暴力行為

法律では同性同士の性行為を犯罪と見なしているが、この法律が執行されたという報告例はなかった。既存の刑法(1886年に採択され、複数回の改正を経て、年末時点でまだ有効であった)に取って代わる刑法草案が2011年に可決されたが、国会の承認待ちであった。

とは言え、刑法草案は司法制度によって断続的に使用され、同性同士の関係に対する権利を認めている。憲法では婚姻を男女間の婚姻と定義している。NGO は少数の秘密のレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル及びトランスジェンダー（LGBT）のコミュニティがルアンダ州に存在すると報告したが、自称「The Divas」という LGBT 集団が（2013 年）11 月、国内初のゲイ自慢パレードを挙行了。同性カップルがコミュニティから嫌がらせを受けたという、離散的報告があった。雇用又は職業での差別について既知の報告はなかったが、性転換したある著名なミュージシャンは、伝聞によると、性を理由に国営レベチチャンネルへの出演を禁止された。

他の社会的暴力又は差別

HIV/AIDS 感染者に対する差別は違法であるが、執行不足により、雇用主がこの症状又は疾患を有する人を差別することを許してしまっている。HIV/AIDS 感染者に対する暴力の報告はなかった。政府の全国 HIV/AIDS 協会 (National Institute for the Fight Against HIV/AIDS) が、HIV/AIDS に関する意識高揚及び予防キャンペーンを実施した。国内 NGO は、HIV/AIDS を抱えて生活する人々に対する非難や差別との闘いに尽力した。

過去数年間と異なり、白皮症患者に対する差別の報告は、公式にも非公式にもなかった。伝聞によると、白皮症患者は社会的にも文化的にも十分に平等であった。

第 7 節 労働者の権利

a. 団結権及び団体交渉権

法律では、民間部門労働者が独立的組合を結成し、加入する権利を規定している。また法律では組合が政府の干渉を受けずに活動を実施することを認め、労働者には、ただし公共部門職員と石油労働者を除き、ストライキを行う権利を与えている。法律では雇用主がストライキ参加者に報復することを禁じておらず、また政府が「労働者規律違反」又は無許可のストライキへの参加を理由に、労働者を強制的に職務復帰させることを認めている。法律では団体交渉権を保護しており、団体交渉に対する法的制限はない。法律では反組合差別を禁止し、労働者の申立ては労働裁判所で裁定されることと規定している。法律の下、雇用主は組合活動を理由に解雇された労働者を復職させるよう要求される。

憲法では労働者に組合活動に参加する権利を与えているが、政府は国家安全保障に影響を及ぼす紛争、特に石油部門でのストライキに介入する場合がある。不可欠なサービスは広

義に定義されている。ストライキが合法と見なされるには、厳格な官僚主義的手続に従わねばならず、政府はストライキを行う権利を否認する、あるいは労働者に職場復帰を義務付ける可能性がある。

政府は適用可能な法律を、ある程度執行した。労働省は、自分の権利が侵害されたと考える労働者のためのホットラインを設け、また独立的労働組合である、アンゴラ自由独立労働組合連盟（Confederation of Free and Independent Labor Unions of Angola）は、労働裁判所は仕事が遅いとはいえ、一応機能していると説明した。執行努力は、十分な訓練を積んだ労働検査官の不足が阻害要因であった。一部の企業は、伝聞によると、労働検査前にこっそり情報を得て、政府の努力を台無しにした。違反に対する処罰は規定されておらず、違反抑止には不十分と考えられる。

結社の自由と団体交渉権は、概して尊重されていた。組合の結成と加入には政府の承認が必要であるが、これは組合員資格や合法化の問題が阻害要因であった。政府が運営する組合と無関係な労働組合は、影響力の増大に努めてきたが、与党 MPLA が依然として労働運動を支配し、これは党と労働者の歴史的な繋がりや、国内最大の労働組合（MPLA の労働者派閥も構成している）の優勢な財務基盤が背景にある。

（2013）年中、賃上げ要求のためストライキに参加した労働者の報告例が複数あった。一部のストライキにおける政府の干渉も報告された。

政府は国内最大の雇用主であり、公共行政・雇用・社会保障省が中心となって、組合との交渉を伴わない賃金を義務付けた。

b. 強制労働の禁止

法律ではあらゆる形態の強制労働を禁じている。

政府は法律を効果的に執行しなかったが、これは部分的に、検査官の不足が原因である。違反に対する処罰は規定されておらず、また違反抑止には不十分と考えられる。鉱山職人を正規部門に移行させるのに役立つよう、マランジェ州知事は（2013年）1月、クンダ（Kunda）という地方自治体の鉱山職人 142 名に、ダイヤモンド探索許可を発行した。

強制労働は、農業、建設、家事、そしてダイヤモンド鉱山職人、特にルンダ・ノルテ州とルンダ・スル州において、男女問わず発生した。移民労働者はパスポート没収、脅迫、食事提供拒否及び監禁といった目に遭った。政府は、短期赴任を含む法執行機関及び入国管

理当局者向けに、人身売買被害者の特定方法に関する訓練ビデオを制作したが、これだけが目的ではなかった。全国児童協会（national institute of children）（INAC）は、国内南部地域の農業区域へ農作業に従事するため移動する児童数の低減に向けた作業を、ほとんどの場合、教育の重要性に関するコミュニティ奉仕活動を通じて行っている。児童強制労働も発生していた（第 7 節 c 項参照）。

国務省刊、人身売買レポートを以下にて参照のこと。

www.state.gov/j/tip/

c. 児童労働の禁止及び雇入れの最低年齢

法律では 14 歳未満の児童の労働を禁じている。雇用契約を交わしたい場合、法律では若者に 14 歳以上であるという証拠の提出を要求している。児童は 14 歳から 16 歳の範囲では親の許可があれば、あるいは結婚していれば親の同意がなくても、仕事が学業に干渉しない範囲で働くことができる。労働省は概して、正規部門では児童労働基準を効果的に執行していた。しかし、報告によると、雇用主は労働検査官の到着前にこっそり情報を得ることにより、児童労働法を回避していた。加えて、政府は大部分の児童が働く大規模な非公式部門の監視が困難であった。

検査官は適切と見なす範囲で抜き打ち検査を実施する権限を与えられる。14 歳以上の児童について書面で契約を締結しない場合の処罰は、その会社が支給する月給の中央値の 2 倍から 5 倍に相当する罰金である。14 歳以上の児童が徒弟制度の一環として雇用される場合も、書面で契約を交わすよう要求される。この契約を締結しない場合の処罰は、その会社の月給の 3 倍から 6 倍に相当する罰金である。危険な仕事に分類された仕事（法律の下では違法）に児童が従事していると判明した場合、罰金はその会社の平均月給の 5 倍から 10 倍に相当する金額である。これらの罰金を支払わないと、追加の罰金が発生する結果となる。

児童労働、特に非公式部門での児童労働が、依然として問題であった。公共行政・雇用・社会保障省は、18 州全てにおいて正規労働現場を監督していたが、検査官が労働者の年齢又は作業現場の状態をチェックしていたかどうかは不詳であった。同省は、ある企業が児童労働を使用していると判断した場合、事件を内務省へ移管して捜査を求め、場合によっては告訴に至る。児童労働使用を理由に政府が企業に罰金を課したかどうかは不詳であった。公共行政・雇用・社会保障省は、他の政府機関及び労働組合と共に、児童労働防止に向けた国家計画を策定した。これは（2013 年）10 月時点でまだ実施されていなかった。

(2013 年) 2 月、警察は児童売買事件に関与した 2 名を逮捕した。うち 1 名は 54 名の児童をウイラ州から隣のナミベ州内のトマト農場にトラックで運んでいた際に捕まった。もう 1 名は、児童を乗せる場所と搬送先を運転者に指示していた。勾留中の両者は裁判を待っているところであった。区域内の地元コミュニティからの反応は様々で、一部の人ビットは児童労働を、家族のための貴重な収入源と捉えていた。INAC は代表団を率いて諸州へ赴き、全ての利害関係者に話をし、INAC の責任者は区域内の部下及び地元当局者と共に自ら、この農業回廊に沿った児童労働排除に取り組んだ。

概して、児童が行う仕事は非公式部門での仕事であった。児童は家庭農場や商業的プランテーションでの農作業、漁業、煉瓦製造、木炭製造、家庭内労働及び露天商といった経済活動に従事した。搾取的労働慣行の例として、違法薬物の販売又は輸送への関与や、港湾及び国境交易所での物品の荷下ろしや輸送などが挙げられる。伝聞によると、児童はナミビアとの違法な越境取引における運び屋を強制された。成人の犯罪者は時々、12 歳未満の児童を強制的犯罪活動に使用する場合もあり、これは司法制度が裁判所での若年者の審理の阻害要因であるためである。

児童の路上労働は、特にルアンダ、ベンゲラ、ウアンボ、ウイラ、クワンザ・スルの各州で日常茶飯事であった。捜査員はルアンダの路上で働く児童を見つけたが、多くは夜のうちに何らかの形の住居へ戻った。こうした児童のほとんどが靴磨き、洗車、水運び及びその他物品の運搬、あるいは他の非公式労働に従事していたが、中には軽犯罪や物乞いに頼る者もいた。営利目的での児童の性的搾取も発生していた (第 6 節、児童を参照のこと)。

内務省と司法・人権保護省は児童労働事件の捜査と訴追を担当するが、(2013) 年中にそうした訴追の報告はなかった。

政府は INAC を通じ、18 州全てにおいて、州レベル及び地方自治体レベルでの児童保護ネットワークの創出、訓練及び強化に取り組んだ。このネットワークは、搾取的労働状況から児童を特定して排除に成功した事例を報告したが、事件の追跡又は統計情報提供のための仕組みはまだない。政府はさらに、児童とその家族のための教育と生計の機会を拡大すべく、資源を投じた。

労働省刊、*最悪の児童労働形態に関する所見*も以下にて参照のこと。

www.dol.gov/ilab/programs/ocft/tda.htm

d. 受入れ可能な労働条件

最低賃金は、全ての正規部門を対象に、月額 10,900 クワンザ（115 ドル）であった。露天商、自給自足農業及び家事など非公式部門の労働者は、最低賃金法の対象外である。アンゴラは貧困所得水準を定めていなかったが、国連開発計画の推定によると、貧困水準は月額 165 クワンザ（1.70 ドル）又は月額 4,950 クワンザ（52 ドル）である。

標準的な週間労働時間は40時間で、残業手当の付かない最大許容時間は週当たり44時間、そして少なくとも週1回、連続24時間の休暇が与えられる。ある従業員が交代勤務制又は変動性の週間スケジュールで働く場合、残業手当が付く前に週当たり最大54時間勤務する可能性がある。正規部門では、過剰な強制的残業が禁じられており、1日2時間、月40時間、又は年間200時間が限度と定義されている。法律では年次有給休暇も規定している。政府は労働安全衛生基準を定めている。労働者は、雇用を危うくすることなく、衛生又は安全を脅かす状況を脱する権利を有する。

ほとんどの賃金所得者が副業を持つ、あるいは農業又は他の非公式部門を頼りに、収入を補っている。市民の大部分は非公式部門又は自給自足農業から収入を得ているため、労働条件に関する政府保護の対象外であった。外国人労働者も、概して政府保護の対象外であった。

最低賃金法は、正規部門に限り効果的に執行されていた。非公式部門の労働者は、ほとんどの場合、賃金基準又は労働衛生基準の対象外であった。週間労働時間基準は、従業員が公共行政・雇用・社会保障省に正式な申立てを届け出ない限り執行されなかった。

労働省の検査長官は、許容可能労働条件の基準を効果的に執行しなかった政府は187名の検査官－上級検査官53名、技術検査官41名、下級検査官93名－を擁していた。就任後、検査官は120時間の訓練課程を受けるほか、再資格認定訓練、そして技術労働分野の検査を行うための資格認定訓練もある。検査は行われていたが、検査官が発見した労働条件違反に対する裁定は効果的に執行されていなかった。違反に対する処罰に関する具体的情報は提供されなかったが、負担が生じる罰金は概して、違反の抑止には不十分であった。法律をよそに、労働者は自分の雇用を危うくすることなく不安全な労働条件から脱することができなかった。独立的労働者リーダーによると、ほとんどの労働者が、たとえ危険であったとしても、劣悪な労働条件に不満を訴えることを躊躇していた。

職場での死亡件数又は重大な産業事故の件数に関して利用可能な情報はなかった。